

## 処 分 基 準

令和7年12月23日作成

法 令 名：行商従業者証等の様式の承認に関する規程

根 拠 条 項：第7条

処 分 の 概 要：行商従業者証等の様式の承認の取消し

原権者（委任先）：福岡県公安委員会

法 令 の 定 め：

行商従業者証等の様式の承認に関する規程第1条（承認を受けることができる団体）、第5条（資料の提出）、第6条（作成・交付事業の廃止の届出）

処 分 基 準：

行商従業者証等の様式の承認に関する規程第7条各号のいずれかに該当する場合は、以下のようなときなどを除き、承認の取消しを行うものとする。

- 1 次のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき。（同規程第7条第1号）
  - ・ 法人の責めに帰すことのできない事由によって行商従事者証等の様式の承認に関する規程第1条第3号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
- 2 資料を提出しなかったこと、又は届け出なかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を提出することができ、現に提出し、又は届け出ようとしているとき。（同規程第7条第2号）

問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3187

備 考：